

<別紙>

糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例64号）第22条の2第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、郡山市田村町糠塚地区の山中に、国内で需要の逼迫している産業廃棄物最終処分場を新規に設置しようとするものであり、福島県内のみならず首都圏からの産業廃棄物の受け皿としても機能することを想定しているが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被災からの復興作業が継続している中、多くの福島県民が大変な状況で生活していることを踏まえ、自然豊かで美しい地域を守り未来への継承を強く望んでいる人々の声に真摯に耳を傾け、産業廃棄物最終処分場事業として模範的なものとなるよう、開発と環境の保全の均衡を確実に図り進められることを求める。
- (2) 本事業の実施に伴う生活環境及び自然環境への影響は、最大限回避及び低減すること。
なお、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺が現在豊かな自然を有し、清流にも恵まれていることを踏まえ、事後調査を実施する環境影響評価項目として、地盤・地質及び動植物・生態系を加えること。
なお、監視体制については、非常に重要な地域特性（自然環境特性）であることから、環境影響評価書に記載している監視項目及び観測頻度以上のモニタリングを心掛け、注意を払うこと。
- (4) 即日覆土、残土処理、浸出液処理施設の適正な維持管理等の環境保全措置については、事後調査を含め環境影響評価書の記載事項を確実に実施すること。
- (5) 予測し難い新たな事情のため環境に甚大な影響を及ぼすおそれが明らかになったときは、その事情に係る環境影響の予測及び評価を加えること。

2 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、閑静な地域であることから、本事業の実施に伴い発生することが想定される騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）については、周辺地域住民の生活の支障となることのないよう、確実に対策を実施すること。
- (2) 本事業の実施に伴い、削岩機の使用や発破作業の実施が予想されるため、それらによる騒音等について、調査、予測及び評価を追加するとともに、事後調査を実施すること。

- (3) 浸出液処理施設に附置することが想定されているポンプ類は騒音等の発生源となると考えられるが、その規模及び構造等の計画内容が現在において明らかにされていないものの、防音対策は適切に行うとともに、その稼働中の騒音等について事後調査を実施すること。

3 地盤・地質について

- (1) 対象事業実施区域は花崗岩の分布する範囲内にあり、施工対象の岩盤が現状では硬固若しくは安定性に関して十分な強度を呈していたとしても、露出とその後の時間経過により、風化又は劣化する可能性があり、最近の降雨強度の増加の影響も考えられるところ、本事業の実施に伴い大規模な掘削や相当量の掘削土の仮置きが予定されているが、未だに造成における表層保護処置等の具体的な内容が明らかにされていないことから、当該保護処置、擁壁の設置、事後調査等の内容を含め環境保全措置が十全なものとなるように実施すること。
- (2) 地盤・地質に係る事後調査については、水の濁りの調査及び切土した周辺に調査地点を設け変動観測を実施するとともに、異常値が確認された場合は写真観察や地盤伸縮計などの補強観測を進め、監視体制を強化すること。

4 水環境について

浸出液処理については、供用後処理水の監視を徹底し、水質に異常が認められたときには直ちに処理施設の点検及び改善を図ること。

なお、浸出液処理に係るポンプが故障した場合の対応策について、予め十全に検討して、実施すること。

また、廃止後を含む計画施設閉鎖後においても、浸出液処理水については確実に安定性が認められるまで事業者において責任をもって管理等すること。

5 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、清流と緑に恵まれた自然豊かな場所であることから、本事業の実施については動植物・生態系に特に配慮し、事後調査と代償措置を含む環境保全措置の追加を検討すること。
- (2) ホトケドジョウ、ヤマメ、イワナ等の溪流魚が生息する既存清流への影響を回避するため、水生生物について事後調査を実施すること。
- (3) 猛禽類に係る現地調査において、営巣準備のためと推測される行動の観察がされているため、必要に応じて営巣地を把握し、コンディショニング等の対策を追加すること。
- (4) 希少野生生物の生息地となっている湿地の消滅が想定されているため、その対策として、代替生息地を確保した上で移植を実施し、その後、必要な事後調査を実施すること。
- (5) 本事業の実施に当たり、土地の形質の変更を計画している範囲内に保護すべき植生等がないかどうか再度十分に確認すること。

6 放射線の量について

近年、国内外において局所的な豪雨や強風等が度々観測されていることを踏まえ、計画

施設が供用中にそのような強度な気象現象に遭遇した場合、事後に適切な頻度で放射性物質の飛散がないこと及び浸出液処理水中に放射性物質の漏洩がないことを確認すること。

なお、計画施設供用中に豪雨や強風等の発生が予想されるときは、予め埋設物表面を遮水シートで被覆する等の防護措置を講じること。